

積極的に法第 29 条第 7 項第 4 号に基づく区域(以下「特別保護指定区域」という。)を指定するよう努めるものとする。  
なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制期間を定めること等により、合理的な保護措置を図るものとする。

6 休猟区の指定  
休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、都道府県の各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがなく、適正な生息数を維持するものとする。なお、休猟区に指定するよう努めるものとする。  
休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha 以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえ、その生息数の回復に必要な面積を確保するものとする。  
また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するものとする。  
なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者及び住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林被害等の状況を応じて、休猟区においても特別制度に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができるとする。

7 鳥獣保護区の整備等  
(1) 管理施設、利用施設の整備  
鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮するものとする。

① 管理施設の整備  
鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識設置等、管理のための施設を整備するものとする。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努めるものとする。  
② 利用施設の整備  
鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努めるものとする。

について、積極的に特別保護指定区域として指定するよう努めるものとする。

なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制するなど、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図るものとする。

6 休猟区の指定  
休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、都道府県の各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがなく、適正な生息数を維持するものとする。なお、休猟区に指定するよう努めるものとする。  
休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha 以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえ、その生息数の回復に必要な面積を確保するものとする。  
また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林被害等の状況を応じて、休猟区においても特別制度に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができるとする。

7 鳥獣保護区の整備等  
(1) 管理施設、利用施設の整備  
鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮するものとする。

① 管理施設の整備  
鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識設置等、管理のための施設を整備するものとする。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努めるものとする。  
② 利用施設の整備  
鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努めるものとする。

(2) 保全事業の実施  
鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合は、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。なおその場合には、鳥獣保護事業計画に以下の事項を記載することとする。

- ① 各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方  
② 鳥獣保護事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況(鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要)  
また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者を始めとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもつて調整を図るものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項  
鳥獣保護事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣(傷病鳥獣の保護収容後の放鳥獣等を除く。)に関する事項として、以下の事項を盛り込むこととする。

1 鳥獣の人工増殖

(1) 希少鳥獣等

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに都道府県が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要があるものについては、必要に応じて、人工増殖に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ及びキジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導するものとする。

この場合、下記の点に配慮するものとする。

- ① 都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。  
② 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。  
③ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を対象とすること。

(2) 保全事業の実施  
鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合は、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。なおその場合には、鳥獣保護事業計画に以下の事項を記載することとする。

- ① 各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方  
② 鳥獣保護事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況(鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要)  
また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者をはじめとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもつて調整を図るものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項  
鳥獣保護事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣(傷病鳥獣の保護収容後の放鳥獣等を除く。)に関する事項として、以下の事項を盛り込むこととする。

1 鳥獣の人工増殖

(1) 希少鳥獣等

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣又は絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに都道府県が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要があるものについては、必要に応じて、人工増殖に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第3条に指定されている狩猟鳥獣(以下「狩猟鳥獣」という。)のうち放鳥の対象としないヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導するものとする。

この場合、下記の点に配慮するものとする。

- ① 都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。  
② 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。  
③ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を対象とすること。

2. 放鳥獣等  
(1) 狩猟鳥獣

① 鳥類

1) 基本的考え方

狩猟鳥類の生息適地であつて、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所においては、放鳥計画を作成し、同計画に基き繁殖等に必要なる個体を放鳥するものとする。また、その際、猟区及び放鳥獣猟区制度の積極的な活用を図るものとする。

2) 放鳥の取扱い

ア 放鳥する鳥類の種類及び数量  
放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ及びキジ等とする。鳥類の生息状況の推移を勘案して、それぞれに達するおおよむ5年後に目標とする生息数を設定し、この目標を達成するため必要な羽数とする。

イ 放鳥に際しての留意事項

(ア) 放鳥については、下記の点に留意するものとする。  
(イ) 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。

(ウ) 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付し、当該地域での定着率が低い場合は、当該放鳥事業の見直しを行うこととする。  
(エ) 放鳥個体の定着率が低い場合は、当該放鳥事業の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるため、生息環境の整備や放鳥の野生順化等の事業の効果を高めるため、取組を行うこととする。  
(オ) 特有の生態系を有する鳥類には放鳥しないこと。

(カ) 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により、人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業の徹底や個体の健康管理の確保等の要請を併せて検討する。  
(キ) 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥すること。

② 哺乳類

哺乳類(下記(2)に該当する哺乳類を除く。)については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放鳥を行わないよう指導するものとする。

2. 放鳥獣等  
(1) 狩猟鳥獣

① 鳥類

1) 基本的考え方

狩猟鳥類の生息適地であつて、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所においては、放鳥計画を作成し、同計画に基き繁殖等に必要なる個体を放鳥するものとする。また、その際、猟区及び放鳥獣猟区制度の積極的な活用を図るものとする。

2) 放鳥の取扱い

ア 放鳥する鳥類の種類及び数量  
放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ及びキジ等とする。鳥類の生息状況の推移を勘案して、それぞれに達するおおよむ5年後に目標とする生息数を設定し、この目標を達成するため必要な羽数とする。

イ 放鳥に際しての留意事項

(ア) 放鳥については、下記の点に留意するものとする。  
(イ) 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。

(ウ) 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付し、当該地域での定着率が低い場合は、当該放鳥事業の見直しを行うこととする。  
(エ) 放鳥個体の定着率が低い場合は、当該放鳥事業の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるため、取組を行うこととする。  
(オ) 特有の生態系を有する鳥類には放鳥しないこと。

(カ) 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により、人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業の徹底や個体の健康管理の確保等の要請を併せて検討する。  
(キ) 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥すること。

② 哺乳類

哺乳類(下記(2)に該当する哺乳類を除く。)については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放鳥を行わないよう指導するものとする。

のとす。

(2) 希少鳥獣等

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに都道府県が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣の回復の必要性が高いものについては、以下の点について十分検討した上で再導入を行うものとする。

- ① 再導入に伴う生活環境、農林水産業及び生態系への影響
- ② 地域個体群への遺伝的攪乱
- ③ 生息環境の保全
- ④ 再導入個体の感染症対策
- ⑤ 地域社会の参加
- ⑥ 順応的管理のための体制

また、必要に応じその採餌、営巣等のための環境を整備改善するよう努めるものとする。

(3) 外来鳥獣等

外来鳥獣又は国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系等に係る被害を生じさせている鳥獣については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、行わないよう指導を徹底するものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項  
鳥獣保護事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項として以下の事項を盛り込むものとする。

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定  
鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たったての基本的考え方及び方針は、次のとおりとする。

- (1) 許可しない場合の基本的考え方  
以下の場 ① 許可しない場合は、許可をしないものとする。  
合において、許可をしないものとする。② 捕獲後の処置の計画等に明らかに捕獲の目的が異なる場合  
① 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれなく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣に係る被害が生じている地域又は

導するものとする。  
(2) 希少鳥獣等

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣又は絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに都道府県が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣の回復の必要性が高いものについては、以下の点について十分検討した上で再導入を行うものとする。

- ① 再導入に伴う生活環境、農林水産業及び生態系への影響
- ② 地域個体群への遺伝的攪乱
- ③ 生息環境の保全
- ④ 再導入個体の感染症対策
- ⑤ 地域社会の参加
- ⑥ 順応的管理のための体制

また、必要に応じその採餌、営巣等のための環境を整備改善するよう努めるものとする。

(3) 外来鳥獣等

本来我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣、又は、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系等に係る被害を生じさせている鳥獣については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、行わないよう指導を徹底するものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項  
鳥獣保護事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項として以下の事項を盛り込むものとする。

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定  
鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設定する。設定に当たったての基本的考え方及び方針は、次のとおりとする。

- (1) 許可しない場合の基本的考え方  
以下の場 ① 許可しない場合は、許可をしないものとする。  
合において、許可をしないものとする。② 捕獲後の処置の計画等に明らかに捕獲の目的が異なる場合  
① 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれなく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣に係る被害が生じている地域又は

は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で採取等を行う場合、この限りでない。

③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させざる等、採取等による生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

④ 採取等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社会的寺院内、墓地における捕獲等を認め、これによりおそれる場合

⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した場合、特定猟具が達せられ、特定猟具の使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏が保たれる場合

⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により採取等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合  
学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われなければならない。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合  
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下第四節において「被害」という。)が現に生じているか又はおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合  
個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存を指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合  
上記以外の特別な事由を目的とした採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものとする。  
また、鳥獣の愛がらん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとらざるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもある。

地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害に係る地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で採取等を行う場合、この限りでない。

③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させざる等、採取等による生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

④ 採取等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社会的寺院内、墓地における捕獲等を認め、これによりおそれる場合

⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した場合、特定猟具が達せられ、特定猟具の使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏が保たれる場合

⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合  
学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われなければならない。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合  
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下第四節において「被害」という。)が現に生じているか又はおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合  
個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存を指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合  
上記以外の特別な事由を目的とした採取等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものとする。  
また、鳥獣の愛がらん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとらざるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもある。

れもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとす。

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

- 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
- 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
- 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
- 4) 愛がんのための飼養の目的
- 5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
- 6) 個人が自らの慰養のために飼養する目的で捕獲する場合
- 7) 鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
- 8) 鵜飼漁業への利用
- 9) 鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウシ又はカワウを捕獲する場合
- 10) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
- 11) 伝統的な祭礼行事等に用いる場合
- 12) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的
- 13) 環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等を行う場合など。

(3) わなの使用に当たつての許可基準  
 (3) わなの使用に当たつての許可基準  
 わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとす。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合(③の場合を除く。)

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであること。

るので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとす。

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

- 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
- 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
- 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
- 4) 愛がんのための飼養の目的
- 5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
- 6) 個人が自らの慰養のために飼養する場合
- 7) 鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
- 8) 鵜飼漁業への利用
- 9) 鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウシ又はカワウを捕獲する場合
- 10) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
- 11) 伝統的な祭礼行事等に用いる場合
- 12) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的
- 13) 環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等を行う場合など。

(3) わなの使用に当たつての許可基準  
 (3) わなの使用に当たつての許可基準  
 わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとす。ただし、①のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びウマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれがないと判断される場合には、以下によらないことができるものとす。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合(③の場合を除く。)

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであること。